

入札参加資格事後資格審査方式試行要領を次のように定める。

藤枝市長 北村正平

#### 入札参加資格事後資格審査方式試行要領

##### (趣旨)

第 1 条 この要領は、静岡県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による市が発注する建設工事請負契約に係る一般競争入札において、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認審査を入札執行後に行う方式（以下「事後資格審査方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第 2 条 この要領において、「入札参加資格」とは、藤枝市制限付き一般競争入札実施要領第 3 条第 1 項及び第 2 項、藤枝市等級指定型一般競争入札実施要領第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに藤枝市特定建設工事共同企業体取扱要綱第 5 条に規定する資格要件をいう。

##### (対象)

第 3 条 事後資格審査方式の対象は、電子入札システムにより一般競争入札に付する建設工事のうち、入札参加資格の確認審査を入札執行後に行う建設工事として市長が指定したものとする。

##### (入札の公告)

第 4 条 事後資格審査方式による一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の公告は、電子入札システム及び藤枝市ホームページに掲示して行うものとする。

##### (入札参加申請)

第 5 条 事後審査型一般競争入札に参加を希望する者は、藤枝市事後審査型一般競争入札参加申請書（第 1 号様式又は第 2 号様式。以下「参加申請書」という。）により入札参加申請を行うものとする。

- 2 参加申請書は、公告に示した受付期間内に、電子入札システムにより提出するものとする。
- 3 参加申請書提出期限日における参加申請書の受付は、正午までとする。

- 4 入札参加申請確認通知書を確認した者は、当該入札に参加することができる。  
(落札候補者の決定)

第6条 事後審査型一般競争入札において、予定価格の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、最低の価格（総合評価落札方式の場合は、最高評価値。）をもって入札した者を落札候補者とする。

- 2 同額の入札をした者が二者以上いる場合は、くじにより落札候補者を決定する。
- 3 落札の決定は、第8条の入札参加資格の有無が決定するまで保留するものとする。  
(入札参加資格の審査に必要な書類の提出)

第7条 前条に規定する落札候補者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を確認するために、落札候補者に対して、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び公告に示した入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 確認申請書及び確認書類は、落札候補者を決定した日の翌日から起算して原則2日（藤枝市の休日を定める条例（平成2年藤枝市条例第1号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、電子入札システムにより提出しなければならない。
- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書及び確認書類を提出しないとき又は入札参加資格の審査のための指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第8条 入札参加資格の審査は、落札候補者から提出のあつた確認申請書及び確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から確認申請書及び確認書類の提出を求め、順次審査を行い、最初に入札参加資格を満たしている者を落札者とする。

- 2 藤枝市低入札価格調査制度事務取扱規程（平成13年藤枝市訓令第2号）に基づき、調査基準価格を下回った価格での入札があつた場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定するものとする。
- 3 落札者の決定は、原則として確認申請書及び確認書類の提出があつた日から起算して3日（休日を除く。）以内に行うものとする。
- 4 審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

5 落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者のした入札を無効とし、その者に対して入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第9条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第5項の通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、書面により入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

2 前項の説明を求められたときは、前項の書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に書面により回答するものとする。

(準用)

第10条 総合評価落札方式により落札候補者及び落札者の決定を行う場合において、この要領に定めのない事項については、藤枝市総合評価落札方式(特別簡易型)試行要領(平成 年藤枝市告示第 号)の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成26年2月26日告示15)

この告示は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第10条の規定については、平成26年4月1日から施行する。